

総合工学専攻の設置の趣旨等を記載した書類 目次

I 設置の趣旨及び必要性	p. 1
1. 関東学院の沿革及び建学の精神	
2. 設置の趣旨	
(1) 総合工学専攻設置の趣旨	
(2) 設置の必要性	
3. 教育研究上の目的	
II 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	p. 4
III 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 4
1. 教育課程の編成の考え方	
2. 教育課程の編成の特色	
(1) 専修科目	
(2) 選択科目	
IV 教員組織の編成の考え方及び特色	p. 6
1. 教員組織の編成の考え方(教員組織の特色)	
2. 教員組織の編成	
3. 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い	
V 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	p. 8
1. 教育方法及び履修指導方法	
2. 博士課程修了(学位取得)までのスケジュール	
3. 履修方法	
4. 学位論文審査体制	
5. 学位論文の公表方法	
6. 研究倫理の審査体制	
7. 博士の学位取得の要件	
8. 論文審査	
VI 施設、設備等の整備計画	p. 11
1. 校地、運動場の整備計画	
2. 校舎等施設の整備計画	
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	
VII 既設学部(博士前期課程)との関係	p. 13

VIII 入学者選抜の概要	p. 13
1. 入学者受入方針	
2. 入学者選抜方法	
(1) 一般入試	
(2) 学内推薦入学試験(2月募集のみ)	
(3) 社会人入学試験	
3. 選抜体制	
IX 管理運営	p. 15
1. 研究科の組織体系と管理運営体制	
2. 大学院研究科委員長会議について	
3. 工学研究科委員会について	
X 自己点検・評価	p. 16
X I 情報の公表	p. 17
1. 教育研究活動等の状況に関する情報	
2. 自己点検・評価報告	
X II 授業内容・方法の改善を図るための組織的な取り組み	p. 20

大学院工学研究科総合工学専攻の設置の趣旨等を記載した書類

I 設置の趣旨及び必要性

1. 関東学院の沿革及び建学の精神

関東学院は、明治 17 (1884) 年に横浜山手に創立された「横浜バプテスト神学校」(のちの日本バプテスト神学校)を源流として、「東京中学院」と称した旧制中学校(男子校)の流れをも汲んで、昭和 2 年に「財団法人関東学院」の設立を経て、今日に至る 130 年の伝統に立っている。本学の源流である「横浜バプテスト神学校」は、アメリカ合衆国の北部バプテスト教団の信徒による祈りと援助によって始まった。そして、彼らの祈りと援助が本学院発展の基礎を築いたことにより、寄附行為第 1 章第 1 条にあるように、その教育の理念を、「キリスト教に基づき学校教育を行うことを目的とする」とし、絶えずその実践に努めてきた。この教育の理念は、横浜バプテスト神学校初代校長 A. A. ベンネットの墓碑銘“*He lived to serve*”と、関東学院になってからの初代学院長坂田祐によって選定された校訓「人になれ 奉仕せよ」に具体的に示されている。

校訓「人になれ 奉仕せよ」は、人間であることを深く自覚し、人間らしい人間になることを教育の基本命題にしたものであり、人間らしい人間とは、他者、隣人、弱者に愛をもって奉仕する者になることを説いている。本学院の教育理念を示すこの校訓は、今日の日本の社会、とりわけ、教育の現場が抱えている課題に取り組む際の基本姿勢を、十分に担い得るものと確信している。

現在、本学院は、大学(大学院を含む)、高等学校 2 校、中学校 2 校、小学校 2 校、認定こども園(幼稚園及び保育園) 2 園を設置し、学生生徒数 14,416 人が在籍する総合学園に発展している(大学の教育研究組織の概要については資料 1 参照)。とりわけ、大学においては 104,000 余名の卒業生を数え、社会の各界各分野において広く活躍し、高等教育機関として、社会に対しその使命を果たしてきた。

2. 設置の趣旨

(1) 総合工学専攻設置の趣旨

このたび設置する「総合工学専攻」の基礎は、昭和 24 年の学制改革とともに開設された、工学部(現、理工学部と建築・環境学部に改組)にあり、この工学部は、昭和 24 年に機械工学科、建築学科の 2 学科を開設し、翌年には電気工学科、土木工学科を開設。その後、昭和 35 年に工業化学科を、そして昭和 40 年には日本でも数少ない建築設備工学科を加え、以後、6 学科体制にて教育・研究を遂行してきたが、その後も、科学技術の進展と多様化、産業構造の変化に対応すべく、教育・研究組織や教育プログラムの継続的な見直しを続けるなかで、IT 化の進行する社会で活躍できる人材を育成するために、

情報学を専門とする分野を独立させ、平成 16 年には情報ネット・メディア工学科を設置し、同時に、建築学科と統合する形で建築設備工学科の学生募集を停止。また、土木工学科、工業化学科については、その名称を、教育内容の実体と社会のニーズに合わせるべく、それぞれ社会環境システム学科、物質生命科学科と変更した。

さらに平成 21 年には、学生のニーズにきめ細かく対応した教育を実践するため、各学科のもとに教育プログラムとしてのコースを開設。続く、平成 25 年に、理学・工学という境界に捉われない豊かな知識と柔軟な思考、確かな技術に加え、科学技術に携わるエンジニアとしての清廉さ、実直さ、公共心を有し、社会や人類、地域の幸福と発展に実質的に貢献できる人材、換言すれば、地域や社会、自然や環境、なにより「人」に配慮できる感性をもった「人や社会の幸福に貢献する技術者」を育成することを教育研究上の目的として理工学部を改組した。

一方、この工学部を基礎とする大学院工学研究科は、昭和 41 年に電気工学、建築学、工業化学の 3 専攻の修士課程の設置、昭和 52 年には、機械工学、土木工学の 2 専攻を増設し、さらに、平成 5 年から、整備充実に着手し、平成 11 年には工学部のすべての学科に対応する専攻、博士後期課程までを設置し、現在まで、学部で学修した専門分野の知識を踏まえ、博士前期課程における研究活動を通じて修得した最先端の技術をさらに発展させることのできる人材を育成している。

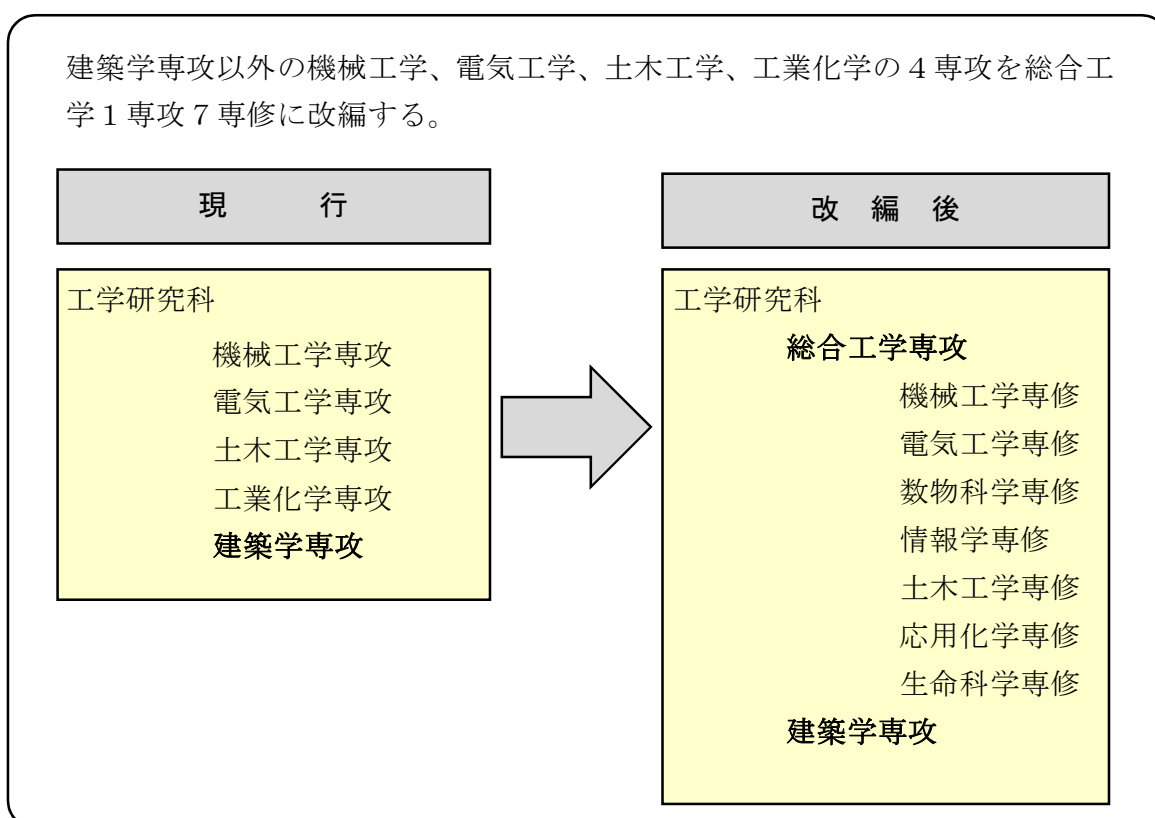
しかしながら、現代においては、地球規模でのエネルギーや環境などの広範な視点からの解決が求められる課題が世界的に重要になっており、その解決に貢献できる人材の育成が必要となりつつある。また解決のための手法としても、従来の学問分野の枠にとらわれない ICT 技術を核とした情報処理技術、シミュレーション技術のほか、化学や生命科学的視点など幅広い視野の中から学際的、包括的な方法を採用していくことが重要となってきている。

そのような認識のもと、複数の専門領域や境界領域にまたがる最先端の技術領域において十分な研究能力とともにリーダーシップを発揮できる人材を育成するためには、これまで縦割りであった専攻の壁を取り払い、専攻間を横断する新しい研究課題に取り組める体制にすることが必要であることから、本学では、工学研究科博士後期課程のうち特にその要請が強いと思われる機械工学専攻、電気工学専攻、土木工学専攻、工業化学専攻 4 専攻を改編して、新しく総合工学専攻 1 専攻に統合することとした。

(2) 設置の必要性

本学工学研究科においては、高度な専門能力を有するにとどまらず、広範な学問分野において先験的な問題発見と実践的な問題解決の能力を身につけ、科学と技術の急速な変容にも柔軟に対応できる研究者および専門技術者を育成することを目的としている。しかるに現在、世界中で重要な課題となっている、エネルギーや環境問題などの広範な領域にまたがる課題の解決に貢

献できる人材としては、旧来の学問的専門分野を超えた広い学識を持ち、問題の分析能力のみならず課題解決に向けた総合的手法などに関する高い研究および提案能力を身に付けていることが必要となる。また、現代社会におけるグローバル化や急速な情報化にも対応し、迅速かつ的確に必要な情報を収集するとともに、ICT 技術などを適用して効率的な課題解決手法を提案することができる能力も必要である。それらを踏まえて、現状の課題を科学的に分析して問題点を正確に把握し、適切な解決策を提案し、実行できることが求められる。このような能力を備えた人材を育成するためには、これまで縦割りであった専攻の壁を取り払い、下記の図に示すように、専攻間を横断する新しい研究課題に取り組める体制にすることが必要である。



3. 教育研究上の目的

本学工学研究科の教育研究上の理念は、キリスト教に基づく人格の陶冶と自然に問い自然から学び、広く人類の発展・福祉に貢献することを希求する点にあるが、それを踏まえて本研究科は、学部の研究を基礎として、専門分野においてさらに高度な学術理論と応用能力を身につけた豊かな人格の養成に力を注ぐとともに、学術の発展、ひいては文化の発展に寄与しうる人材を育成することを直接の目的としている。

具体的には、工学およびこれに関連する分野の広範な知識と高度な研究能力を身につけた以下のような人材を育成することを目的としている。

- ①企業や公的な機関等で専門技術者として活躍できる人材の育成

- ②企業や公的な機関等で研究者として活躍できる人材の育成
- ③国、地方自治体、民間企業等で技術的管理運営に携わる専門技術者の育成
- ④教育の場や国際社会で活躍できる人材の育成
- ⑤広い視野に立って人類の発展、福祉に貢献できる人材の育成

その上で、総合工学専攻（博士後期課程）では、博士前期課程を修了した学生が、博士後期課程においてより深く広い知識と技術を身につけることにより、複数の専門領域や境界領域にまたがる将来の新しい先端的な技術分野で指導的な役割を果たしうる人材を育成することを目的とする。

II 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

今回の改編においては、既存の工学研究科おける「機械工学専攻」、「電気工学専攻」、「土木工学専攻」、「工業化学専攻」の4専攻を廃止して、新しく総合工学専攻1専攻に統合することから、研究科・専攻の名称及び学位の名称は次のとおりとする。

1. 研究科の名称

工学研究科 (Graduate School of Engineering)

2. 専攻の名称

総合工学専攻 (Doctoral Course in Interdisciplinary Engineering)

3. 学位の名称

博士（工学） (Doctor of Engineering)

III 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の考え方

先にも述べたとおり、本学工学研究科の教育研究上の理念は、キリスト教に基づく人格の陶冶と自然に問い自然から学び、広く人類の発展・福祉に貢献することを希求する点にあるが、それを踏まえて本研究科は、学部の研究を基礎として、専門分野においてさらに高度な学術理論と応用能力を身につけた豊かな人格の養成に力を注ぐとともに、学術の発展、ひいては文化の発展に寄与しうる人材を育成することを直接の目的としており、本専攻は既設の4専攻の改編により設置することから、教育課程においても既設の専攻を継承し、専修科目及び選択科目の授業科目区分により構成した。

2. 教育課程の編成の特色

(1) 専修科目

機械工学、電気工学、数物科学、情報学、土木工学、応用化学及び生命科学の7研究分野で構成しており、各研究分野の科目の配置は以下の通りである。

機械工学専修については、「計測・制御工学特殊研究」「機械情報工学特殊研究」「熱工学特殊研究」各4単位3科目を配置している。

電気工学専修については、「電子物性工学特殊研究」「電気エネルギー工学特殊研究」「情報システム工学特殊研究」「生体情報学特殊研究」各4単位4科目を配置している。

数物科学専修については、「数物科学特殊研究」4単位1科目を配置している。

情報学専修については、「電波・通信工学特殊研究」「情報メディア工学特殊研究」各4単位2科目を配置している。

土木工学専修については、「構造工学特殊研究」「コンクリート・材料工学特殊研究」「地盤・防災工学特殊研究」各4単位3科目を配置している。

応用化学専修については、「有機物質化学特殊研究」「無機物質化学特殊研究」「表面物質化学特殊研究」各4単位3科目を配置している。

生命科学専修については、「生命科学特殊研究」4単位1科目を配置している。

(2) 選択科目

機械工学、電気工学、数物科学、情報学、土木工学、応用化学及び生命科学の7研究分野ごとに高度な知識と技術を修得できるよう以下のような、各4単位、合計31科目を配置している。

機械工学分野

「超精密計測情報システム特殊講義」「空気調和設備工学特殊講義」「ロボット工学特殊講義」「熱工学特殊講義」「材料・加工物理学特殊講義」

電気工学分野

「電子デバイス工学特殊講義」「分子エレクトロニクス工学特殊講義」「計算物性工学特殊講義」「高電圧工学特殊講義」「大規模分散システム構成論特殊講義」「生体情報学特殊講義」「電気エネルギー工学特殊講義」「組込みシステム・ロボット学特殊講義」

数物科学分野 「原子核物理学特殊講義」

情報学分野

「通信システム工学特殊講義」「情報通信工学特殊講義」「画像情報工学特殊講義」

義」

土木工学分野

「耐震構造学特殊講義」「風工学特殊講義」「コンクリート工学特殊講義」「地盤工学特殊講義」「水環境特殊講義」「地震工学特殊講義」

応用化学分野

「高分子材料特殊講義」「無機素材化学特殊講義」「物性化学特殊講義」「エレクトロニクス実装特殊講義」「化学工学特殊講義」「環境化学特殊講義」「触媒化学特殊講義」

生命科学分野 「生命機能工学特殊講義」

IV 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方(教員組織の特色)

教員組織は本学理工学部には所属する専任教員を中心に、教員資格審査により適格と認められた教員で構成する。専任教員数は大学院設置基準で定める教員数を確保している。また、客員教員制度などを活用し、国内外の各分野で活躍している研究者・実務者と連携して教育を行う。

2. 教員組織の編成

以下に示す構成の通り、大学院設置基準に定める研究指導教員数 4 名以上、および研究指導教員数と研究指導補助（講義科目担当）教員数合わせて 7 名以上の条件を満たしている。

専攻	博士後期課程			
	教授	准教授	兼任講師	合計
総合工学	24	5	2	31

工学研究科の教員は学部教授会で採用されており、基本的には学部学科の教員のうち、大学院の教員資格審査で認められた教員が、大学院教育を担っている。総合工学専攻の教員編成については、専任の教授 24 名、准教授 5 名及び兼任講師 2 名の計 31 名で編成する。うち、30 名は、博士の学位を有しており（残り 1 名も単位取得満期退学）、それぞれの授業科目を担当するのに十分な研究業績と実務経験を有している。なお、専任教員 29 名は現在本学に在籍し、全員本専攻の基礎となる学部（理工学部）及び博士前期（修士）課程の専任教員を兼ねる。専修ごとの内訳は、機械工学専修は、5 名うち、教授 4 名が専修科目「計測・制御工学特殊研究」、「機械情報工学特殊研究」、「熱工学特殊研究」を、また選択科目のうち、「超精密計測情報システム特殊講義」「空気調和設備工学特殊講義」「ロボット工学特殊講義」「熱工学特殊講義」を担当し、准教授 1 名が

「材料・加工物理学特殊講義」を担当する。

電気工学専修は、8名のうち、教授7名が専修科目「電子物性工学特殊研究」「電気エネルギー工学特殊研究」「情報システム工学特殊研究」「生体情報学特殊研究」を、また選択科目のうち、「電子デバイス工学特殊講義」「分子エレクトロニクス工学特殊講義」「計算物性工学特殊講義」「高電圧工学特殊講義」「大規模分散システム構成論特殊講義」「生体情報学特殊講義」「電気エネルギー工学特殊講義」を担当し、准教授1名が「組込みシステム・ロボット学特殊講義」を担当する。数物科学専修は、教授1名で、専修科目「数物科学特殊研究」と選択科目「原子核物理学特殊講義」を担当する。情報学専修は、教授3名で、うち2名が専修科目「電波・通信工学特殊研究」「情報メディア工学特殊研究」を担当し、選択科目のうち、「通信システム工学特殊講義」「情報通信工学特殊講義」「画像情報工学特殊講義」を3名が担当する。土木工学専修は、6名で、教授4名のうち、3名が専修科目「構造工学特殊研究」「コンクリート・材料工学特殊研究」「地盤・防災工学特殊研究」を、また選択科目「耐震構造学特殊講義」「コンクリート工学特殊講義」「地盤工学特殊講義」「地震工学特殊講義」を4名で、「風工学特殊講義」「水環境特殊講義」を准教授2名が担当する。応用化学専修は、5名で、教授4名のうち、3名が専修科目「有機物質化学特殊研究」「無機物質化学特殊研究」「表面物質化学特殊研究」を、また、選択科目のうち、「高分子材料特殊講義」「物性化学特殊講義」「エレクトロニクス実装特殊講義」「化学工学特殊講義」を4名が、「無機素材化学特殊講義」を准教授1名が担当する。なお、「環境化学特殊講義」「触媒化学特殊講義」については、兼任講師が担当する。生命科学専修は、教授1名で、専修科目「生命科学特殊研究」を、また、選択科目のうち「生命機能工学特殊講義」を担当する。専任教員は29名配置しており、土木工学専修の教授1名（単位取得満期退学）を除く、28名全員（兼任教員2名も含む。）博士の学位を有している。いずれもそれぞれの専門分野で優れた研究業績を挙げている。

3. 専任教員の年齢構成と定年規程の扱い

開設時の教員の年齢構成は、60～69歳が6名（教授6名）、50～59歳が15名（教授15名）、40～49歳が7名（教授3名、准教授4名）、30～39歳が1名（准教授1名）となっており、完成年度における教員の年齢構成は、60～69歳が11名（教授11名）、50～59歳が16名（教授16名）、40～49歳が8名（教授3名、准教授5名）となっている。

なお、本学の専任教員の定年は65歳（関東学院職制第99条（資料2-1））であるが、「関東学院大学特約教授に関する規程」（資料2-2）により、70歳まで定年を延長することができる。

本専攻は、既設の専攻を基礎として、改組している関係から完成年度までに規程に定める定年（65歳）を超える専任教員等の配置等については、完成年度以降退職する教員の後任人事において改善していくこととしている。

V 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法及び履修指導方法

博士後期課程について、主として1年および2年目に、博士論文研究に係る科目あるいは将来研究者として自立するために重要となる科目を計8単位以上取得する。(資料3 大学院工学研究科総合工学専攻(博士後期課程)履修モデル 参照)

博士後期課程における科目履修ならびに履修指導スケジュールは、ほぼ博士前期課程と同じであるが、より自立して研究活動を行うとともに、より高度な研究能力の涵養が求められる。3年目の11月に予備審査願いおよび論文を提出し、認められれば12月に工学研究科委員会で資格の確認と公開説明会開催の可否を審査のうえ、認められれば公開説明会を実施し、学位申請書を提出する。次いで本審査と最終試験を実施し、これらに合格すれば2月の工学研究科委員会で学位授与の可否が審議され、可となった場合は博士論文最終版を提出し、3月に博士の学位を取得することができる。

2. 博士課程修了(学位取得)までのスケジュール

(1) 研究指導教員の決定(入学時)

学生は、入学の際、所属する専攻課程に設けられている専修分野の中から専修すべき専修名を選定し、これを専修科目とする。

その専修科目を担当する教員を指導教授(指導教員)とする。

なお、博士論文の指導教授については、入学選抜試験の出願時に記載された指導教授名を基に、事前に各専攻主任によって確認された研究指導担当者一覧(博士後期課程)により、大学院工学研究科委員会(以下「工学研究科委員会」という。)にて、審議決定する。

(2) 履修計画の指導及び研究課題の決定(1年次4月)

決定した指導教員の指導のもと、専修科目1科目と選択科目1科目を選定し、あわせて研究課題を決定する。

(3) 研究計画の立案・指導(1年次4月)

決定した研究課題について指導教授の指導のもと、その具体的な進め方・研究計画を決定する。

(4) 研究の遂行・指導(1年次5月～3年次10月)

上記で立案した研究計画にもとづき、研究を進めていく。

(5) 研究経過の中間報告と見直し(2年次9月～2年次11月)

一定の成果が出たところで、研究の中間報告を行い、必要に応じて指導教授と協議のうえ、研究計画の見直し・修正を行う。

(6) 博士論文の作成・指導(3年次4月～10月)

所定の成果が得られたら、指導教授の指導のもと、博士論文の作成に入る。

(7) 博士論文の提出 (3年次11月)

作成した博士論文を予備審査願いととも、教務課に提出する。

(8) 学位論文の事前審査 (3年次11月)

学位論文の提出申し入れを受けた専攻は、予備審査の受付に先立ち、提出者の資格、論文内容、その他必要な事項について事前審査を行う。

(9) 予備審査会の開催 (3年次11月)

専攻内で主査予定者(指導教授)、副査予定者による予備審査会を実施する。

(10) 主査・副査の決定 (3年次12月)

工学研究科委員会にて、論文提出者の資格の確認を行うとともに、主査予定者からの予備審査結果報告にもとづき、公開説明会開催の可否を審議する。また、本審査における主査、副査を決定する。

(11) 公開説明会の開催 (3年次1月)

博士論文の内容に関する公開説明会を開催し、様々な質疑を受けたいうえで、論文提出者が応答する。

(12) 学位申請書の提出 (3年次1月)

公開説明会を経たのち、学位申請書を提出する。

(13) 博士論文の本審査と最終試験 (3年次2月)

論文を提出した者は、11月提出者については2月、4月提出者については7月に実施する本審査と最終試験(博士論文の内容に関連した口頭試問および外国語試験)を受ける。

(14) 博士課程修了の合否判定 (3年次2月)

工学研究科委員会にて、主査からの本審査と最終試験に関する結果報告にもとづき、学位申請者への学位授与の可否を審議・決定する。

(15) 博士課程の修了及び学位の授与 (3年次3月)

工学研究科委員会の判定結果に基づき、学長は学生の博士課程修了を確認し、博士(工学)の学位を授与する。学位の授与は学位記を交付して行う。

(資料4 博士課程修了(学位取得)までのスケジュール)

3. 履修方法

学生は入学の際、所属の専攻に設けられている専修分野の中から専修科目1科目選定し、指導教授の指導のもとに所定の研究を行う。

専修科目以外の選択科目は、関連科目の中から、指導教授の指導を受け、履修するものとする。

4. 学位論文審査体制

学位論文の審査にあたっては、主査は本学指導教授が担当するが、研究テーマに応じて審査委員会の判断により、提出された論文の分野に近い専門分野の学外研究者を予備審査および本審査に参加させることができる体制とし、審査の厳格性を保つよう配慮している。また、論文審査は課程を経た者については、学術誌に掲載された査読付き論文1編以上、また課程を経ない者については、3編以上の研究業績を資格基準として公表するとともに、博士論文審査基準を制定し公表することで、審査の透明化を図っている。

なお、審査過程については、工学研究科委員会において予備審査会の議事録、公開説明会の参加者名簿と議事録などを公開し、さらに審査の透明性を確保している。

(資料5-1 関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経た者の学位論文審査に関する取扱内規)

(資料5-2 関東学院大学大学院研究科博士後期課程を経ない者の学位論文審査に関する取扱内規)

(資料5-3 関東学院大学大学院工学研究科博士学位論文審査に関する取扱内規)

(資料5-4 工学研究科学位(修士・博士)論文審査基準)

5. 学位論文の公表方法

学位授与が決定した論文については、本製本1部を本学図書館に納入するとともに、関東学院大学機関リポジトリに登録をして広く外部に公開している。

6. 研究倫理の審査体制

研究倫理の審査体制としては、基本的には「関東学院大学研究倫理規準」(資料6)のもとに「関東学院大学研究倫理委員会規程」(資料7)が定められており、研究者への倫理教育、規準違反行為に対する調査、特定分野についての研究倫理審査委員会設置などについて規定している。具体的には、人を対象とした研究や生物あるいは組み換えDNAに関する研究などを実施する場合には、必ず事前の審査を受けて一定の基準のもとに承認を得ることを条件とする「関東学院大学人に関する研究倫理規程」(資料8)「関東学院大学生物研究倫理規程」(資料9)「関東学院大学組換えDNA実験実施規程」(資料10)が定められており、それぞれの規程のもとにこれまで多くの研究倫理審査が実施されてきている。

7. 博士の学位取得の要件

博士の学位を取得するには、博士後期課程に3年以上在学し、博士後期課程授業科目から専修科目を含めて8単位以上、合計38単位(修士課程又は博士前期課程で修得した単位数30単位を含む。)以上修得し、なおかつ必要な研究

指導を受けた上、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することを求めている。

なお、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に4年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば充足したものと認められることがある。

上記のもののほか、博士の学位は大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することがある。

8. 論文審査

最終試験は学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭試問または筆答により行い、外国語の能力試験を併せて実施する。

学位論文は原則として3部作成して、博士後期課程にある者は、学位の種類を指定し、研究指導教授を通じて研究科委員長に提出する（原則として製本されたものとする）。

学位論文の審査は、論文提出後1年以内に終了する。その審査員は、研究指導教授を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名（指導教授1名を含む）以上を加え、合計3名以上とする。

博士後期課程の単位を満たして退学した者、または博士後期課程を経ない者については、本学学位規則の定めるところによる。

VI 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学は、神奈川県横浜市金沢区に金沢八景キャンパス（六浦・室の木校地及び六浦第2校地、校地面積 89,306.48 m²（全部所有）、校舎敷地・運動場用地、[経済学部、理工学部、建築・環境学部、人間環境学部、看護学部、栄養学部及び教育学部立地]）及び金沢文庫キャンパス（釜利谷校地、校地面積 150,963.13 m²（全部所有）、校舎敷地・運動場用地、[国際文化学部及び社会学部立地]）を、小田原市に小田原キャンパス（小田原校地、校地面積 110,530.26 m²（うち借用 871.00 m²）、校舎敷地・運動場用地、[法学部立地]）を所有している。金沢八景キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート4面を、金沢文庫キャンパスには、体育館、陸上競技場、陸上競技場スタンド、運動場、野球場（屋内練習場併設）、野球場スタンド、テニスコート4面を整備している。また、小田原キャンパスには、体育館、運動場、テニスコート2面を整備している。

総合工学専攻は、経済学研究科（経済学部）、工学研究科（理工学部、建築・環境学部）、人間環境学部、看護学部、栄養学部及び教育学部が立地する金沢八景キャンパス（六浦・室の木校地及び六浦第2校地）に設置するが、同専攻設

置に伴う新たな校地の取得は行わない。

2. 校舎等施設の整備計画

総合工学専攻は既設の工学研究科に所属する教員を中心とし、これまで実践してきた教育成果とその蓄積を基礎として、発展的に設置することから、校舎等施設については、既存施設を有効利用する予定である。また、設置基準上、金沢八景キャンパス（六浦校地）の現有施設で充足している。なお、大学院学生は所属する専攻（専修）の研究室において、各々のテーマに基づいた実験・研究を行っており、加えて、大学院生は、学部4年生の卒業研究の指導にも関わることとなるので、卒業研究と大学院生とを区分して研究活動を行わせることは、教育研究上も好ましくないため、共有の自習室は特に設けてはいない。

（資料 11 大学院工学研究科博士後期課程総合工学専攻授業時間割表）

（資料 12 研究指導等を行う研究室等の整備状況）

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学では、金沢八景キャンパス（六浦校地）に図書館本館、金沢八景キャンパス（室の木校地）に室の木分館、金沢文庫キャンパスに金沢文庫分館、小田原キャンパスに小田原分館の4館を設置している。

4 キャンパスの図書館所蔵資料のほとんどはオンライン蔵書検索システム（OPAC）で検索し、必要に応じて普段利用している図書館に取り寄せることが可能である。図書館全館の蔵書冊数は、平成27年3月現在で140万冊となっている。

蔵書構成は、各キャンパスに立地する学部に対応し、教養関係資料のほか、経済学部、理工学部、建築・環境学部が主に利用する図書館本館では経済学、経営学、自然科学、技術・工学系資料を、社会学部、国際文化学部が主に利用する金沢文庫分館では人文科学、社会学、社会福祉系資料を中心に、法学部が主に利用する小田原分館では法学、行政系の資料を中心に所蔵している。

また、教育学部、栄養学部、看護学部及び人間環境学部が主に利用する室の木分館では、心理学、文学、言語、環境工学、栄養学、幼児・初等教育系、看護学系の資料を中心に蔵書が構成されている。総合工学専攻は、金沢八景キャンパス（六浦校地）に設置することから、主に本館を利用することとなる。

なお、本館の閲覧席数は687席（平成27年3月）整備されており、主に本館を利用することとなる経済学部、理工学部、建築・環境学部の収容定員の10%以上にあたる。

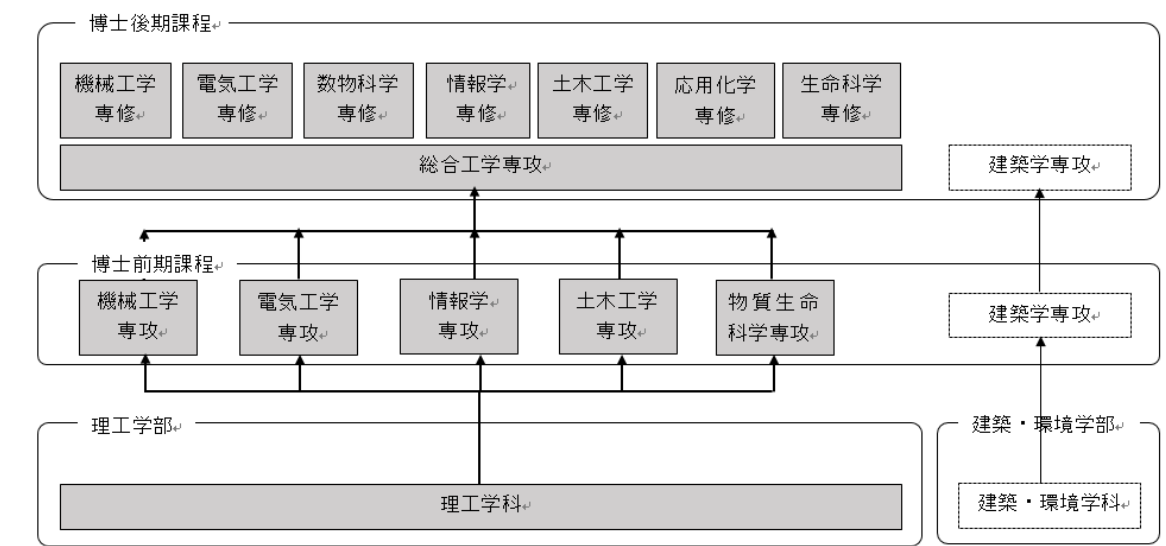
学生は、平日9:00～21:00、土曜日9:00～19:00で利用できる。

また、本学は、相互に他大学の図書館で資料を閲覧することができる神奈川県内大学図書館相互協力協議会及び横浜市内大学図書館コンソーシアムに参加しており、加盟大学の図書を相互利用することができる。

既設の研究教育上において支障がないことから、本専攻の設置後もこの整備

状況で、研究教育上支障はないものと考えている。

VII 既設学部（博士前期課程）との関係



(教育研究の柱となる領域の関係図)

本研究科は理工学部、建築・環境学部を基礎とする研究科であり、学部教育を基礎にさらなる専門教育を行う組織として設置されている。そのうち、博士後期課程に設置される総合工学専攻では、研究を重視して「研究対象」による教育研究の柱立てを行っており、機械工学、電気工学、数物科学、情報学、土木工学、応用化学、生命科学の7分野を柱として据えている。これらの7分野は博士前期課程に設置される機械工学、電気工学、情報学、土木工学、物質生命科学の5専攻から発生しているものであり、前期課程と整合性のあるものとしている。

また、学部教育との連続性、体系性には十分配慮を行い、学生の希望する研究テーマに応じて学修し、教育目標が達成できるよう指導を行う。

VIII 入学者選抜の概要

1. 入学者受入方針

本学工学研究科博士後期課程では研究者・高度な職業人を育成するという目的とともに、以下に示すような人物を求めている。

- ・キリスト教に基づく建学の精神と校訓「人になれ奉仕せよ」に共感する人材。
- ・高度にして専門的な研究にあたり、十分な知識・技能を有する人材。
- ・高度にして専門的な研究にあたり、高い研究意欲を有する人材。
- ・高度にして専門的かつグローバルな視点での研究能力を有する人材。

2. 入学者選抜方法

本専攻では、入学者受入方針を踏まえ、入学者を一般入学試験、学内推薦入学試験(2月募集のみ)及び社会人入学試験により選抜する。詳細は以下の通り。

<出願資格>

(1) 一般入試

下記のいずれかに該当する者

- ①修士の学位または専門職学位を有する者および当該入学年度の前年度末までに修士の学位または専門職学位を取得見込みの者
- ②修士の学位または専門職学位に相当する外国の学位を有する者
- ③外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ④我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ⑤文部科学大臣の指定した者
- ⑥本研究科において、個別の「出願資格認定」審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時(4月1日現在)に24歳に達している者

(2) 学内推薦入学試験(2月募集のみ)

本学工学研究科博士前期課程を修了見込みの者で、学業成績および人物ともに優れ、出願に先立って当該専攻より推薦された者

(3) 社会人入学試験

下記のいずれかに該当する者

一般入学試験の出願資格①、②のいずれかに該当し、博士前期課程を修了した後、教育・研究機関、官庁、会社等において、大学院入学時までに2年以上職務に従事したことがある者

一般入学試験の出願資格⑥に該当し、教育・研究機関、官庁、会社等において、大学院入学時までに2年以上職務に従事したことがある者

<入学者選抜の方法>

(1) 一般入試

英語、小論文、面接(修士論文またはそれに準ずるものに基づく口頭試問)を総合的に判定し、入学者を選抜する。

(2) 学内推薦入学試験

面接(修士論文またはそれに準ずるものに基づく口頭試問)により入学

者を選抜する。

(3) 社会人入学試験

小論文、面接（修士論文またはそれに準ずるものに基づく口頭試問）により、入学者を選抜する。

＜入学時期及び入学者選抜の実施時期＞

- ・ 入学時期：4月（開設時：平成28年4月）
- ・ 選抜時期：9月及び2月

3. 選抜体制

総合工学専攻の入試区分ごとの募集人数、選抜方法、試験日程、入学試験実施体制については、入試に関する基本事項を審議する大学入試委員会において決定する。入学者の合否判定は、工学研究科委員会において行う。

IX 管理運営

1. 研究科の組織体系と管理運営体制

本学大学院は現在、文学研究科（博士課程）、経済学研究科（博士課程）、法学研究科（博士課程）、工学研究科（博士課程）及び法務研究科（専門職学位課程）を設置している。その運営を掌る委員会として、各研究科に共通する重要事項を審議する「大学院研究科委員長会議」、各研究科の運営にあたる「文学研究科委員会」「経済学研究科委員会」「法学研究科委員会」「工学研究科委員会」「専門職大学院法務研究科委員会」を設置しており、このたび設置する工学研究科総合工学専攻については「工学研究科委員会」により運営を行うこととなる。

各委員会における審議事項等は、以下のとおりである。

2. 大学院研究科委員長会議について

「関東学院大学大学院学則」第49条に基づき、大学院に、教学上の重要事項を審議するため、全学組織として「大学院研究科委員長会議」を設置している。その組織及び審議事項は次のとおりである。

＜構成員＞

学長

副学長

研究科委員長

法務研究科長

事務局長

<審議事項>

大学院学則、専門職大学院学則、規程及び内規の制定又は改廃に関する事項
学位授与に関する事項

各研究科指導教員の推薦に関する事項

研究科委員会及び法務研究科教授会が学長に意見を述べた事項

3. 工学研究科委員会について

工学研究科委員会の運営は、関東学院大学工学研究科委員会規程（資料 13）に則り行う。工学研究科委員会は、工学研究科の専任教員（教授、准教授、講師、助教）をもって構成し、原則として毎月 1 回開催する。

工学研究科委員会の審議事項は、本学大学院学則及び工学研究科委員会規程に基づき次のとおりである。

- 1) 学生の入学及び課程の修了等に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育課程の編成に関する事項
- 4) 研究科担当教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 5) 学生の身分に関する事項
- 6) 研究科委員長候補者及び各種委員の選出に関する事項

また、上記のほか、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、また、学長等が求めた事項についても審議し、意見を述べることができることとしている。

X 自己点検・評価

本学では、学院の将来構想を描くグランドデザインの策定を受けて、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、大学及び学部・研究科の教育理念及び教育目標の見直しを行い、大学構成員に周知するとともに社会一般に公表した。続いて、教育研究活動に対する大学各部局（学部を含む。以下同じ）の P D C A サイクルを始動させるべく、評価基準（大学基準協会の定める大学評価基準）に係る方針、到達目標、行動計画を各部局自己点検・評価委員会及び大学評価委員会で策定し、これを全教職員に周知し内容の理解と共有を図った。

平成 24 年度からは、同方針及び到達目標に基づき点検・評価を行い、達成できた点、達成できなかった点、そして改善すべき点がある場合は、その改善計画と改善計画を実現するための方策を中心に、自己点検・評価報告書として取りまとめている。

自己点検・評価を行うための実施体制としては、学長を委員長とし各部局の責任者、すなわち、学部・研究科・研究所・図書館・各センター等・事務局を構成員とする大学自己点検・評価委員会を設置、また、大学自己点検・評価委員会の

下には、各組織の自己点検・評価の取り組みを行うために、当該組織名を付した自己点検・評価委員会を置いている。別途、自己点検・評価に係る点検・評価項目の評価、自己点検・評価結果の客観性及び妥当性に関する評価等を担うため、構成員の半数以上を学外有識者とする大学評価委員会を置いている。

総合工学専攻についても大学全体の実施体制に組み込み、関東学院大学大学院工学研究科自己点検・評価委員会において、既設の専攻と同様の実施方法により自己点検・評価を行う。

なお、自己点検・評価及び認証評価に関する事務は、専門部署として、自己点検・評価室を配置している。

本学は大学自己点検・評価委員会規程（資料 14）により、継続的（毎年）に、自己点検・評価を実施し報告書を作成・公表することとしている。

評価項目は、大学基準協会が定める大学評価基準に沿って決定した次の 10 項目である。なお、本学は、平成 25 年度に、第 2 回目の大学基準協会の機関別認証評価を受審し、適合の認定を受けている。（認定期間:2021(平成 33 年)3 月 31 日まで）

- 1) 理念・目的
- 2) 教育研究組織
- 3) 教員・教員組織
- 4) 教育内容・方法・成果
- 5) 学生の受け入れ
- 6) 学生支援
- 7) 教育研究等環境
- 8) 社会連携・社会貢献
- 9) 管理運営・財務
- 10) 内部質保証

X I 情報の公表

本学は、「関東学院グランドデザイン」の中の行動指針において、大学としての社会的説明責任を果たし、優れた機能体組織として事業を推進するために、情報を積極的に公開する旨定めている。本学は、従来から教育研究活動等の状況に関する情報については、ホームページ等により広く一般社会に公表してきたところであるが、学校教育法施行規則の一部改正（平成 23 年 4 月改正施行）を受けて、同規則にそって、次のような教育研究活動等の状況に関する情報をホームページにより公表している。

なお、本学院は、教育研究機関として社会的説明責任を果たし、学院各校の教育研究活動等の質向上に資することを目的に、平成 24 年 4 月 1 日から学校法人関東学院情報公開規程（資料 15）を施行し、より幅広い教育研究情報の

提供に努めている。

ホームページアドレス

<http://univ.kanto-gakuin.ac.jp/basic/about/outline/disclosure.html>

教育研究活動等の状況に関する情報

トップ > 関東学院大学について > 大学概要 > 関東学院大学の情報

自己点検・評価報告書

トップ > 関東学院大学について > 大学の取り組み > 自己点検・評価

1. 教育研究活動等の状況に関する情報

(1) 大学の教育研究上の目的に関すること

学部・学科の教育研究上の目的、研究科・専攻の教育研究上の目的、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー

(2) 教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科、研究科・専攻等の名称等

(3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

職位別・男女別人数、大学設置基準上必要となる専任教員数、教員一人当たりの学生数、教員基礎情報（年齢・職階・教員数）、専任教員と非常勤教員の比率、大学教員役職名一覧、大学各種委員会・委員人数、教員の教育研究業績・学位

(4) 入学者に関する受入方針及び入学者数、収容定員及び在学者数、卒業又は修了者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

学生定員、学生定員充足率、入学者数、入学者推移、在籍学生数、退学者数・退学率、留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、留学生在学状況、卒業者数・修了者数、大学院における学位授与状況、就職状況（職種別就職者数、就職率・進学率推移、主な就職先）

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

学部・学科の授業科目及び授業の方法、研究科・専攻の授業科目及び授業の方法、学部・学科の授業の内容、研究科・専攻の授業の内容、年間の授業計画の概要（シラバス）、FD活動の状況、FD活動に関する規程

(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定基準に関すること

学部・学科の卒業要件（各学部履修規程）、研究科・専攻の修了要件（各研究科履修規程）、研究科・専攻の学位授与プロセス、成績評価基準、成績評価方

法 (Web シラバス)、取得可能学位

- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
各キャンパス施設概要 (建物・運動施設等の概要)、課外活動の状況 (クラブ
団体名、活動状況)、学生の厚生施設 (食堂・購買部・休憩所等)、学生の学
習環境 (図書館、パソコン教室、情報科学センター、オープン情報処理施設)、
各キャンパスへの交通手段
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
学費及び諸納付金 (学部新生、編入学者、大学院新生、法科大学院)
- (9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
学生の修学支援 (学部・大学院・法科大学院、学習支援、学生支援室)、奨学
金制度 (学部生・大学院生対象)、学生の進路選択の支援 (キャリアサポート、
各種課程・資格一覧)、学生の心身の健康等に係る支援 (医務室、カウンセリ
ングセンター)、障がい者への支援、留学生への支援
- (10) 教育上の目的に応じ学生が学ぶことができる教育内容に関すること
学部・学科の履修モデル、研究科・専攻の履修モデル、授業内容 (シラバス)
- (11) 国際交流・社会貢献等の概要
海外の協定相手校、社会貢献活動、大学間連携、産学官連携
- (12) 財務関連情報
前年度の財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報
告書、監事による監査報告書
- (13) 学部等の設置認可・届出、履行状況報告に関すること
学部等の設置認可届出書、学部等の履行状況報告書
- (14) 教員の養成の状況について
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること
教員の養成に係る組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関す
ること (教職課程の運営に係る組織の状況)
教員の養成に係る授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関
すること (授業の方法および内容、年間の授業計画 (Web シラバス))
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること (教員免許状取得者数)
卒業生の教員への就職の状況に関すること (教員への就職状況)
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること (教職指導の状況、
地域連携の取り組み)

2. 自己点検・評価報告

自己点検・評価報告書、認証評価結果（大学基準協会）、大学基礎データほか

X II 授業内容・方法の改善を図るための組織的な取り組み

本学では、教育改善・向上に係る活動を支援することを目的として、大学 FD 支援委員会規程に基づき、大学 FD 支援委員会を置き、同委員会の任務の一つとして、全学的に授業改善アンケートと教員相互（職員も参観可能）の授業参観を実施してきたが、平成 25 年に全学的な教育支援体制に係る諸施策の企画及び開発をするとともに、組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を支援することによって、本学の教育の充実と発展に寄与することを目的とした、「関東学院大学高等教育研究・開発センター」（以下、高等教育研究・開発センター）が設置されたことに伴い、同委員会を廃止し、同センターにおいて実施することとなった。

授業改善アンケートは、評価結果を取りまとめて学生に公表するとともに、授業の改善に役立ててもらうため教員にフィードバックしている。教員相互の授業参観については、従来は授業の公開は任意であったが、平成 24 年度からは春学期及び秋学期にそれぞれ公開授業月間を設け、専任教員は各学期に担当科目のうち 1 科目を公開しなければならないこととした。さらに、平成 26 年度から、原則として春学期、秋学期とも 2 週間、全教員が全科目を公開することとしている。公開授業は、授業終了後に参加者がアンケートに回答し、その結果は実施年度内に「オリーブキャンパス」（大学内のネットワークシステム）で、学内の教職員（兼任講師を含む）に公表される。また、毎年 1 回、全学教員研修会を開催し、教育内容・方法の改善等をテーマに研修を行っている。平成 22 年度及び平成 23 年度は「教育の質保障に向けて」をテーマに、初年次教育の現状と課題、平成 22 年度公開授業実施報告、キャリア教育について、平成 24 年度は「全学 FD（公開授業・授業評価アンケート）」について、平成 25 年度は「主体的学びについて」をテーマに研修を実施しており、さらに平成 26 年度は、4 月に主に新任教職員を対象とした「全学 FD・SD 講習会」を、9 月に「KGU における「学士課程教育」再構築に向けて」をテーマに、FD・SD フォーラムを実施している。

以上の活動については、総合工学専攻においても FD 活動の一環として実施していく。また、総合工学専攻については、「工学部・大学院工学研究科 FD 委員会規程」（資料 16）に基づき、教育・研究指導の改善・向上に関わる活動を行うこととしている。

主な FD 活動として、以下の取り組みを継続して行っている。

①教員個々の授業および研究指導環境の改善を目的として、「教育・研究指導

改善アンケート」を年 1 回実施している。このアンケートの集計結果は、各担当教員に送付するとともに、研究科全体での集計・分析を行い、全教員及び全工学研究科大学院生にも広く公開している。これにより、教員及び学生の両面から教育および研究指導の改善に寄与している。

②シラバスの記載内容および記載方法を研究科全体として検討し、不備や不足があれば、担当教員へ修正・補足指導を行い、学生に十分で正確な授業情報が伝わる体制を作っている。

③全学FD集会への参加により、他学部との情報交換、FD活動についての情報収集に努めている。また、外部のFD研修会、研究会へ参加し、その成果を研究科に報告することによってFD活動に関する情報の収集・周知に努めている。

④新任教員に対しては、4月に新任研修会を実施し、その中で大学院における教育・研究指導面でのFD活動への取り組みについて研修を行っている。

以上